



住民自治条例制定ニュース

発行：北本市役所 秘書政策室
〒364-8633 北本市本町1-111
TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997
URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

第18号
発行日 平成19年8月31日

条例に位置付ける項目の検討その2

北本市住民自治条例制定研究懇話会では、平成19年8月4日(土)に市役所第1・2・3委員会室で第10回会議を、平成19年8月18日(土)に文化センター第2研修室で第11回会議を、それぞれ午後1時30分から開催いたしました。

第10回会議では、前回の会議に引き続き3つの研究グループに分かれて、条例に位置付けすべき項目出しと条文の検討を行いました。

第11回会議では、前回のグループ討議の結果を発表して全体で検討するとともに、石津市長も出席し、改めて条例制定にあたっての基本的な考え方を示して委員との意見交換を行いました。また、立正大学教授の山口道昭氏をお招きし、条例に位置付けすべき項目について検討する中で、先生からは、「最近他市で制定された自治基本条例には、危機管理の問題や政策法務、コンプライアンス（法令順守）等に関するものが新たに規定されている事例がある」ということや「どこまでを自治基本条例で規定し、どこからを個別条例で規定するのかを考える必要がある」ということなどのアドバイスをいただきました。



第10回懇話会の様子（3つのグループに分かれ、分野ごとに検討しました）



第11回懇話会の様子（石津市長、立正大学山口教授にもご参加いただきました）



住民自治条例制定研究懇話会第10回会議次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
(1)条例素案の検討
・ 条例に位置付けすべき項目出し
- 4 そ の 他
- 5 閉 会



住民自治条例制定研究懇話会第11回会議次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
(1)条例に位置付けする項目について
(2)懇話会素案の作成形式について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会



次回以降の懇話会の進め方

これまでの懇話会は、議会・行政研究グループ、市民研究グループ、総則研究グループの3つのグループに分かれ、それぞれの分野で条例に位置付けすべき項目を検討してきましたが、第11回会議で全体会議を行い、グループ討議の結果を発表し、ほぼ、条例に位置付けすべき項目が決まりました。

次回以降の懇話会の進め方については、条例に位置付けすべき項目について、既に条文の検討に入っているグループもあり、他のグループで担当する項目と関連するものもあることから、次回の会議までに検討した内容をまとめることとし、次回の会議では、その資料をもとにグループで条文及びその解説文を作成することにしました。

そのため、市民研究グループ、総則研究グループでは、懇話会とは別にグループ会議を設け、条文の検討を行っています。

次々回の全体会では、グループで検討した条文を一つずつ検討し、条例素案を作成していくことを予定しています。



第12回住民自治条例制定研究懇話会は

平成19年9月1日(土)午後1時30分から
文化センター和室・第3研修室で

第13回住民自治条例制定研究懇話会は

平成19年9月15日(土)午後1時30分から
文化センター和室で開催いたします。



秘書政策室